

四日市市告示第510号

四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

四日市市長 田中俊行

四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱の一部を改正する要綱  
 四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱（平成26年四日市市告示第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利便性係数)</p> <p>第2条 利便性係数は、次の各号に掲げる係数の合計とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) オール電化係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、オール電化とは、宅内の熱源がガス対応ではなく電化対応の住宅であることとする。</p> <p>無 0.0000</p> <p>有 <u>0.0300</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 給湯係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、3点給湯とは、浴室、洗面所、台所の3箇所全てにおいて湯の使用が可能であることとする。</p> <p>無 -0.0100</p> <p>有 0.0000</p> <p>(10) <u>水センサー係数</u> それぞれ次に定める数値とする。</p>	<p>(利便性係数)</p> <p>第2条 利便性係数は、次の各号に掲げる係数の合計とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) オール電化係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、オール電化とは、宅内の熱源がガス対応ではなく電化対応の住宅であることとする。</p> <p>無 0.0000</p> <p>有 <u>0.0200</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 給湯係数 それぞれ次に定める数値とする。なお、3点給湯とは、浴室、洗面所、台所の3箇所全てにおいて湯の使用が可能であることとする。</p> <p><u>3点給湯不備</u> -0.0100</p> <p><u>3点給湯</u> 0.0000</p> <p><u>電気温水器</u> <u>0.0100</u></p> <p>(10) <u>緊急通報係数</u> それぞれ次に定める数値とする。</p>

無 0.0000	無 0.0000
有 0.0050	有 0.0050
(11)から(14)まで (略)	(11) から(14)まで (略)
	(15) <u>火災報知機係数</u> <u>それぞれ次に定める数値とする。</u>
	無 <u>0.0000</u>
	有 <u>0.0050</u>
	(16) <u>集会所係数</u> <u>それぞれ次に定める数値とする。</u>
	無 <u>0.0000</u>
	周辺自治会と共用 <u>0.0050</u>
	有 <u>0.0100</u>
	(17) <u>児童遊園係数</u> <u>それぞれ次に定める数値とする。</u>
	無 <u>0.0000</u>
	有 <u>0.0050</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市営住宅の家賃算定に係る利便性係数設定要綱第2条の規定は、平成28年度以後の年度の家賃について適用する。

(都市整備部市営住宅課)